

# 事業用自動車総合安全プラン 2020

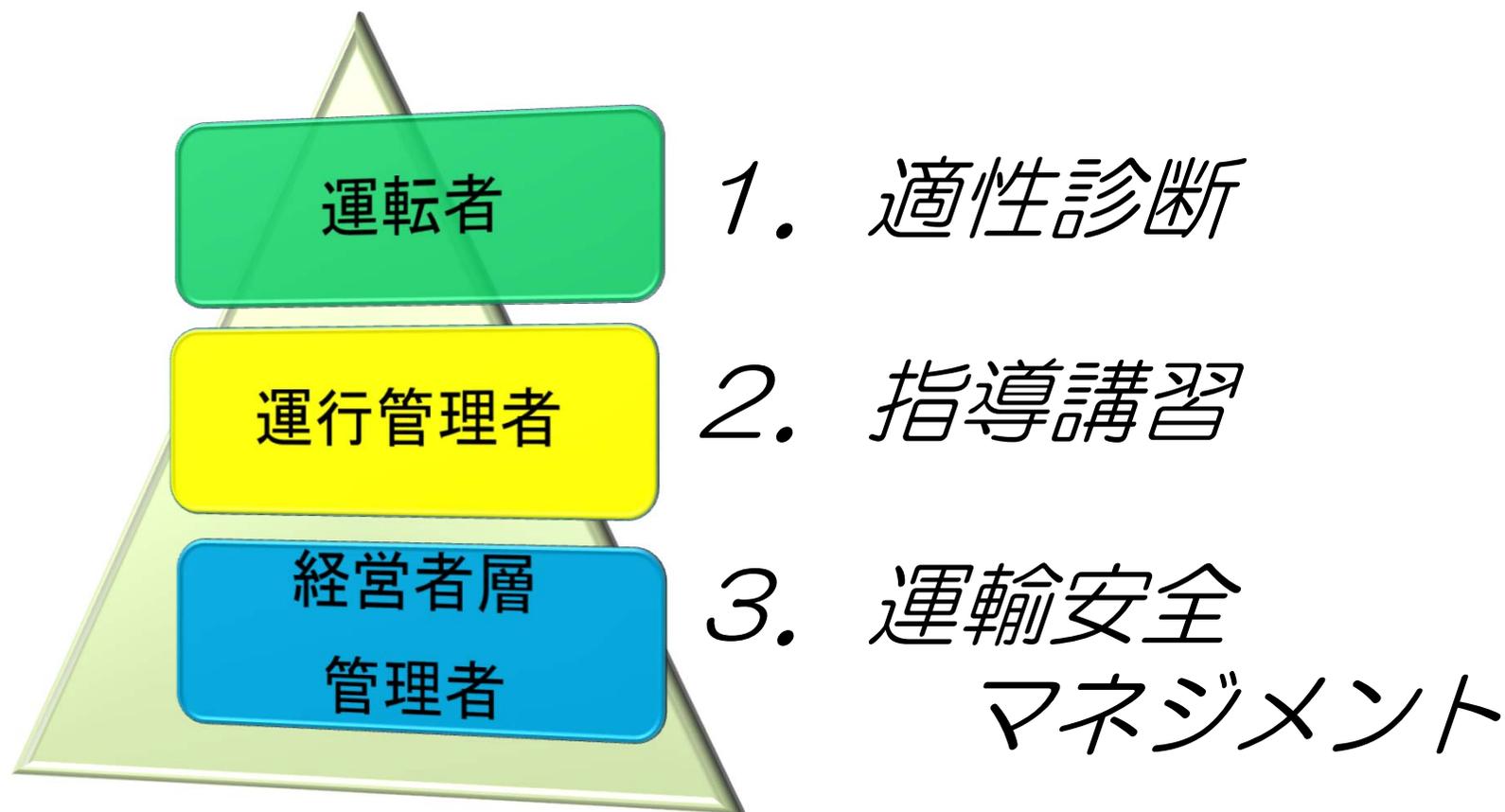
## フォローアップ会議資料



令和3年3月19日  
自動車事故対策機構

# 事業用自動車総合安全プラン2020における講ずべき施策と NASVA安全指導業務に関する取組の構造

NASVA

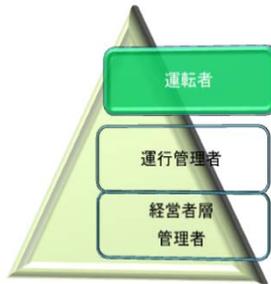


# 1. 適性診断業務

【講ずべき施策 フォローアップ表4.②】

NASVA

今後取り組むべき課題：適性診断の徹底及び受診結果を踏まえた指導・監督、職場環境の整備等  
施策：適性診断の徹底と活用促進



全国50支所を拠点に、自動車運送事業における事業用自動車の運転者に対して、**性格、安全運転態度、認知・処理機能、視覚機能**など心理及び生理の両面から**個人の特性を把握**し、安全運転に役立つよう**きめ細かなアドバイス**を行います。  
一般診断以外の各種診断は、受診結果を基に**カウンセラーがカウンセリング手法を用いて助言・指導**を実施します。  
また、全国6運輸局及び6運輸支局より「**適性診断の確実な受診について**」に関するが通達の発出があり、受診の促進が図られております。

## (1) 【任意】適性診断の種類

### ① 一般診断

安全運転に必要な運転特性を明らかにするために、心理・生理面から測定を行い、各個人の長所、短所（くせ）を見いだす基本的な診断、3年に1回程度の定期受診を促進

☆**カウンセリング付き一般診断**☆ 一般診断を受診した方に対して、日頃の運転ぶりを振り返りつつ、受診結果と運転ぶりを照らし合わせ、今後の自身の安全運転を考えていただき、交通事故の未然防止のため必要な運転行動等について助言・指導を実施。

実績：R元年度（H30年度） 252,857（249,809）人 対前年比101%

### ② 特別診断

一般診断を受診した方に対して、運転経歴等を参考に、一般診断よりさらに精密な運転性向（運転に関する性質の傾向）の諸特性を明らかにし、交通事故の未然防止のため必要な運転行動等について助言・指導を実施

実績：R元年度（H30年度） 145（169）人 対前年比86%



# 1. 適性診断業務

【講ずべき施策 フォローアップ表4.②】

NASVA

## (2) 【義務】適性診断の種類

### ① 初任診断（義務）

#### **新たに自動車運送事業者に採用された事業用自動車の運転者**

- ・旅客：当該旅客自動車運送事業者において、事業用自動車の運転者として選任する前
- ・貨物：当該貨物自動車運送事業者において、初めてトラックに乗務する前
- ★事業用自動車の運転者として自覚、交通事故の未然防止のため必要な運転行動、留意点等について助言・指導を実施。

実績： R元年度（H30年度） 142,048（142,160）人 対前年比100%

### ② 適齢診断（義務）

#### **65歳以上の事業用自動車の運転者**

- ・旅客（個人タクシー事業者以外）65歳に達した日以後1年以内に1回、その後75歳に達するまで3年以内ごとに1回  
75歳に達した日以後1年以内に1回、その後1年以内ごとに1回
- ・「個人タクシー事業者」：当該事業の許可に付された期限の更新の日において、65歳以上である場合、当該期限の更新の申請前
- ・貨物：65歳に達した日以後1年以内、その後3年以内ごとに1回
- ★加齢による身体機能の変化が、運転行動へ与える影響について認識してもらい、交通事故の未然防止のため、身体機能の変化に応じた運転行動等について助言・指導を実施

実績： R元年度（H30年度） 79,448（76,846）人 対前年比103%

### ③ 特定診断Ⅰ（義務）

#### **死亡又は重傷事故を起こし、かつ、当該事故前の1年間に事故を起こしたことがない者 軽傷事故を起こし、かつ、当該事故前の3年間に事故を起こした事がある者**

- ・当該事故を起こした後、再度事業用自動車に乗務する前

実績： R元年度（H30年度） 2,735（2,792）人 対前年比98%

### ④ 特定診断Ⅱ（義務）

#### **死亡又は重傷事故を起こし、かつ、当該事故前の1年間に事故を起こした者**

- ・当該事故を起こした後、再度事業用自動車に乗務する前

実績： R元年度（H30年度） 74（66）人 対前年比112%



# 1. 適性診断業務

【講ずべき施策 フォローアップ表4.②】

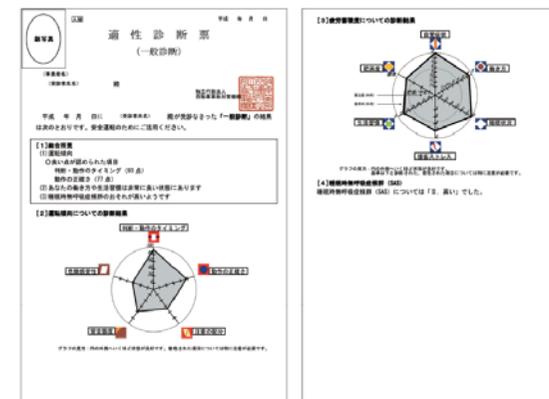
NASVA

## (3) 診断にかかる各測定調査の内容

測定事項／測定調査項目		調査内容	調査方法 (測定機器)
性格特性	感情の安定性	性格の特性により、どのような運転行動をとりやすいかということ調べる。	質問紙法（選択回答）
	協調性		
	気持ちのおおらかさ		
	他人に対する好意		
態度特性	安全態度	交通道德等安全運転に対する考え方を調べる。	質問紙法（選択回答）若しくは模擬運転による方法
	危険感受性	交通環境に対する状況把握の正確さと、その状況のもとにおける判断・予測の仕方及び安全運転に対する姿勢のあり方を調べる。	
認知・処理機能	判断・動作のタイミング	運転中における適切な速度感覚、タイミングを調べる。	機器操作反応をみる方法
	動作の正確さ	次々に起こる事態に対し、常に正しく迅速に的確な処置ができるか否かを調べる。	
	注意の配分	継続的に変化する事態に対する注意の配分、動作の円滑さを調べる。	
体力特性	疲労蓄積度	受診時の疲労の蓄積度合いを調べる。	質問紙法（選択回答）
	睡眠時無呼吸症候群	睡眠時無呼吸症候群（SAS）のおそれの強さを調べる。	質問紙法（選択回答）
視覚機能	動体視力（水平方向）	動いている物体に対する視認の能力を調べる。	視覚機能測定
	眼球運動	眼球をすばやく正確に動かす能力を調べる。	視覚機能測定
	周辺視野（視野の広さ）	中心と同時に周辺も広く見る能力を調べる。	視覚機能測定
	夜間視力	暗いところでの見え方及びまぶしさからくる視力の低下の回復力を調べる。	機器測定（夜間視力計）

★上記の項目を測定した結果を考慮して、日々の点呼や教育の場において、運転者の教育に役立ててもらっています。

適性診断票のサンプル（測定結果のグラフ）



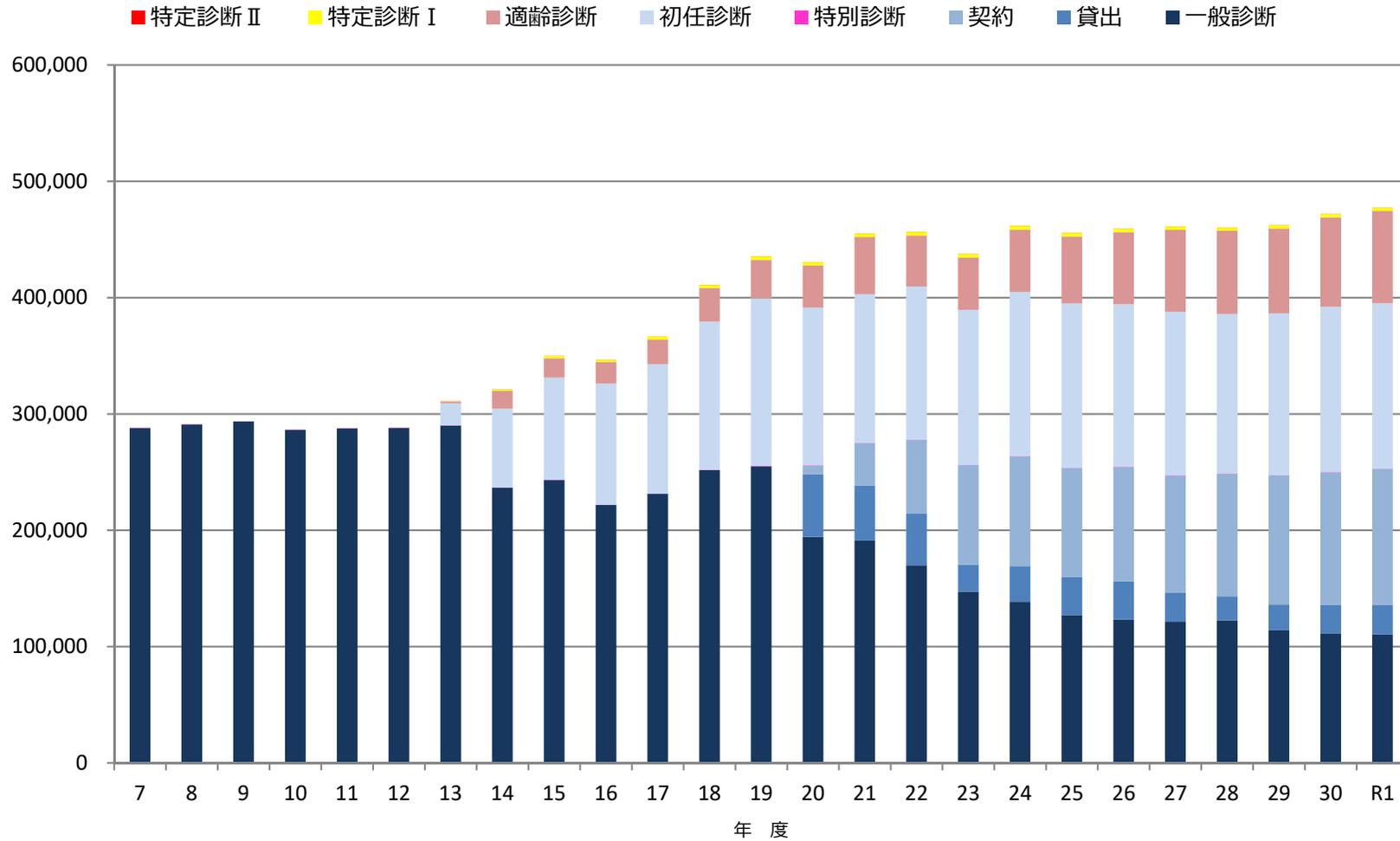
# 1. 適性診断業務

【講ずべき施策 フォローアップ表4.②】

NASVA

## (4) 適性診断業務実績

単位：人



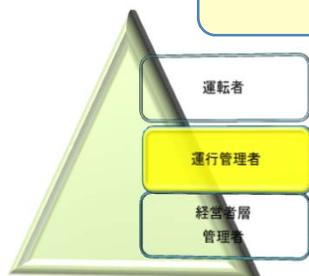
## 2. 指導講習業務

【講ずべき施策の関連事項】フォローアップ表1.(1)②】

NASVA

今後取り組むべき課題：運転者教育の徹底等

施策：講習等を通じてた、運転者に対する指導監督の徹底



指導講習においては、バス、ハイヤー、タクシー、トラックなど運送事業で使用する**自動車の運行の安全確保**のため、**運行管理者等を対象に運行管理の実務や関係法令、安全の確保に必要な管理手法**などの講習を行い、**自動車事故の防止に万全を期そう**とするものです。

現在、全国50支所において各講習を開催しており、講習を受講された運行管理者や運行管理者の補助者等の方々の日々の業務に役立てていただいています。

### (1) 指導講習の種類

#### ① 基礎講習（義務）

##### **新たに運行管理者になろうとする者、及び運行管理者の業務を補助させる者**

★必要な法令・実務等の基礎的な知識を習得させるために行う講習

※運行管理者試験の受験資格（実務経験1年以上に代わる資格）が付与される講習

実績：R元年度（H30年度） 受講33,998（34,129）人 対前年比99%

#### ② 一般講習（義務）

##### **運行管理者として選任されている者**

★運行の安全確保に関する業務の一層の充実を図るために行う講習（2年毎に1回の受講義務）

実績：R元年度（H30年度） 受講88,215（92,469）人 対前年比95%

#### ③ 特別講習（義務）

##### **事故を惹起した営業所の運行管理者**

★安全意識の向上により事故の再発防止を図るために行う講習（より実践的な小集団による討議方式）

実績：R元年度（H30年度） 受講1,590（1,811）人 対前年比87%



| 講習実施風景 |

## 2. 指導講習業務 【講ずべき施策 フォローアップ表1.(3)⑥、2.②,③,④】

NASVA

### (2) 指導講習教材

**指導講習においては、日本で唯一認定を受けている運行管理者講習用テキストを、NASVAのみならず、民間認定機関およそ120社に頒布し活用されています。**

今後取り組むべき課題：シートベルトの着用の徹底のための周知  
 施策：シートベルトの着用効果を定量的に示し、実効性のある広報・啓発を実施

➡ 事故防止通達「貸切バスのシートベルトの着用の徹底について  
 (警察庁交企発第7号・国自安第247号(H28.2.3))」を掲載

今後取り組むべき課題：飲酒運転・薬物運転根絶のための指導等の実施  
 施策：飲酒運転・薬物運転根絶を啓発するセミナー等の受講促進  
 飲酒運転・薬物運転惹起事業者に対する指導内容と再発防止策を展開  
 A S K等の講習会等の啓発

➡ ・飲酒運転根絶指導のための「今、ドライバーに必須のアルコール教育」(A S K)を掲載  
 ※NASVA職員はA S K認定講習を受講し指導講習の充実(R 2.3末までに341名受講)  
 ・DVD教材「知って得する!アルコールの基礎知識(A S K制作)」を放映  
 ・DVD教材「点呼 日々の安全運行のために(NASVA制作)」を放映し、点呼の重要性や点呼時におけるアルコール検知器の使用義務等の啓発

今後取り組むべき課題：アルコール依存症の危険性の周知  
 施策：啓発ポスターを活用した周知の実施

➡ 「覚せい剤等薬物問題について」掲載し、覚せい剤の恐ろしさや使用に陥る動機などを周知

今後取り組むべき課題：運転中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止のガイドライン等の徹底周知  
 施策：講習・セミナー等において、乗務中の携帯電話等の使用禁止の徹底

➡ 事故防止通達  
 「乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について(国自安第145号H28.11.7)」を掲載



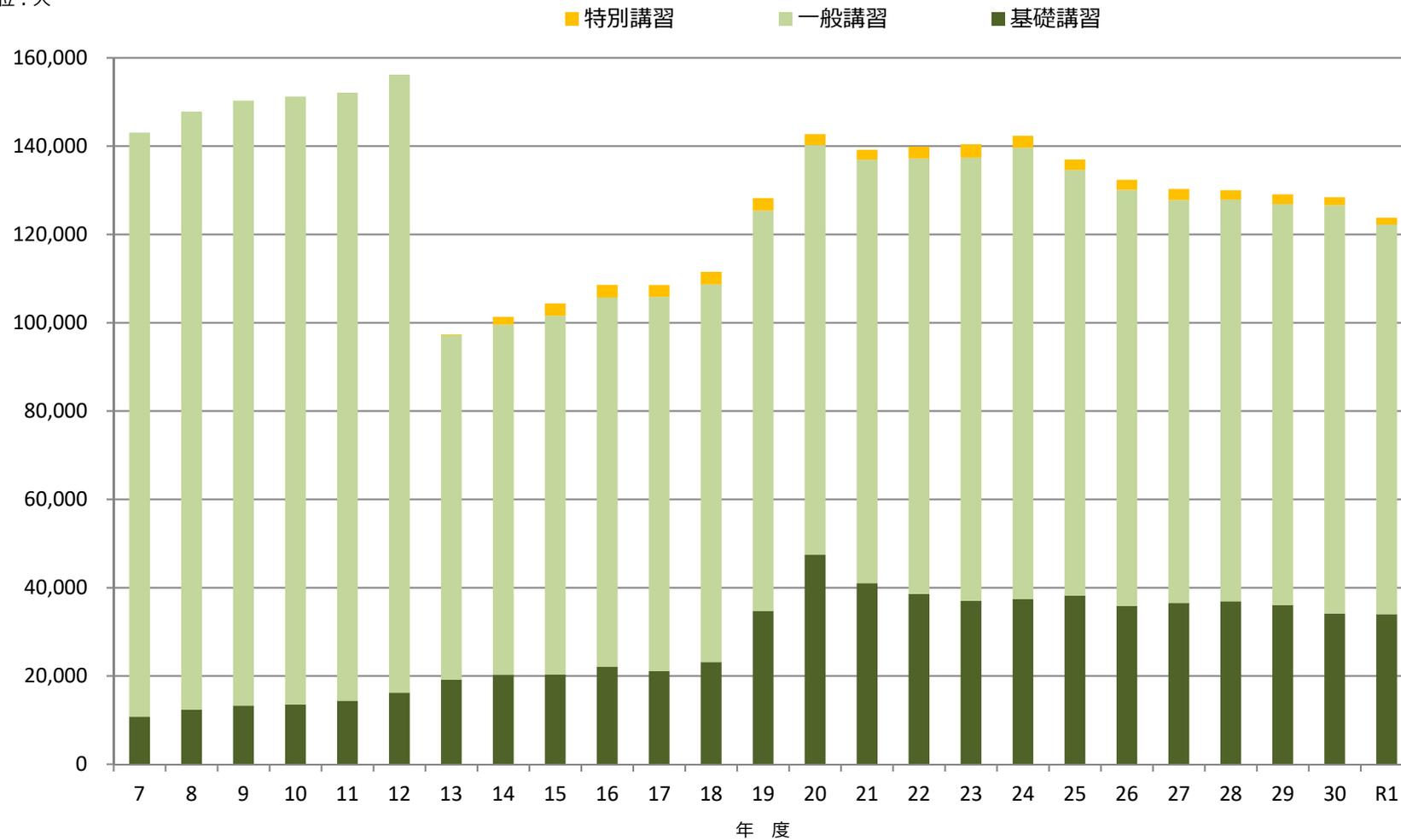


## 2. 運行管理者等指導講習業務

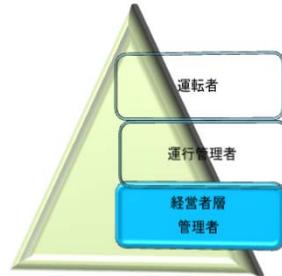
NASVA

### (4) 講習業務実績

単位：人



### 3. 運輸安全マネジメント関係業務



運輸安全マネジメントに係る「コンサルティング」及び「シンポジウム・セミナー・講習会」の2本の柱で自動車運送事業者の方々を支援しています。

なお、NASVAは、「ガイドライン」「リスク管理（基礎）」、「内部監査（基礎）」の各セミナーを、運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効なセミナーとして国土交通省の認定（国土交通省認定セミナー）を受けて実施しています。

#### 【運輸安全マネジメント制度の目的】

経営トップが自ら全社的な安全性向上のための取組みを主導し、現場から安全に関わる情報を継続的に経営に反映させながら、企業の安全文化の向上を図る

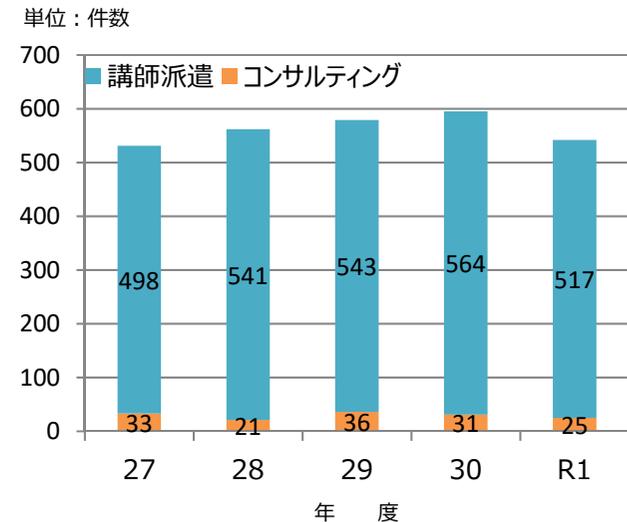
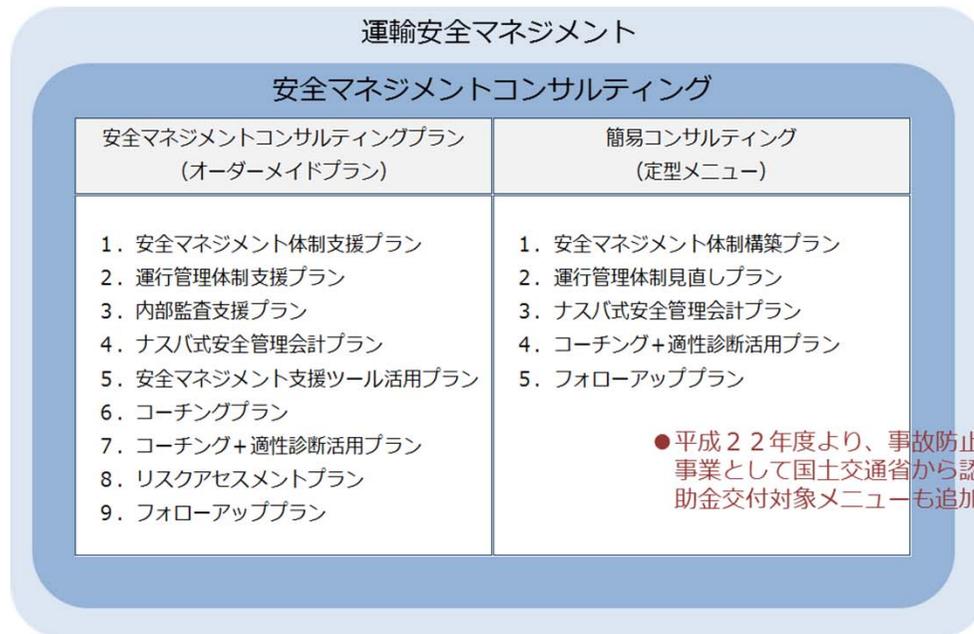
#### 【NASVA安全マネジメント】



### 3. 運輸安全マネジメント関係業務

#### (1) NASVA安全マネジメント・コンサルティング・講師派遣

- ◆安全マネジメント導入の機会をとらえ、個別企業を対象に安全マネジメントに関するコンサルティングを提供
  - ・これまでに蓄積された事故防止サービスのノウハウを活用
  - ・実施体制の整備（各支所にコンサルティング担当者の配置）
  - ・運送事業者等に対して、NASVA職員による講師派遣を全国で実施



**講師派遣** 運送事業者及び事業者団体等に対して、職員による講師派遣を実施。安全マネジメント講習会の開催、トップセールスを重ねる都度、講師派遣依頼が増加している。講師派遣は、簡易的に相手のニーズに合ったものを提供できることから好評で、効果があるとともに、コンサルに波及する実績もある。

### 3. 運輸安全マネジメント関係業務

【講ずべき施策 フォローアップ表1.(1)①】

NASVA

今後取り組むべき課題：運輸安全マネジメント制度の適用対象事業者の拡大、貸切バス事業者への運輸安全マネジメント評価の重点的実施等、運輸安全マネジメント制度に係る取組の強化  
 施策：民間機関等が実施するセミナーを国土交通省が認定する仕組み〔認定セミナー制度〕を活用した、運輸安全マネジメント制度の普及・啓発

#### (2) NASVA安全マネジメント

##### ① NASVA安全マネジメントセミナー

運送事業者経営者に対し、安全マネジメントの深度化、先進的な取組の普及等に関する情報提供

実績：R元年度 第14回 10月 9日 受講者 1,004人  
 R2年度 第15回 10月20日 受講者 640人



NASVA安全マネジメントセミナー

令和2年度リーフレット

第15回 NASVA安全マネジメントセミナー

開催日 2020年 10月20日(火) 13:00~17:15 (受付開始12:00~)

会場 東京国際フォーラム・ホールC

参加料 1階・2階席 3,000円 3階席 2,000円

14:30~ 特別講演 「あくなき挑戦」 森末 慎二 氏

15:15~ 基調講演 「事業用自動車の安全対策について」 石田 勝利 氏

15:45~ 基調講演 「自然災害時の安全対策について」 藤田 礼子 氏

16:40~ 事業者による取組事例報告①(トラック) 「他みなき安全確保の追求について」 加藤 直樹 氏

16:40~ 事業者による取組事例報告②(タクシー) 「運転者への安全指導教育」 小宮 秀元 氏

16:40~ 事業者による取組事例報告③(トラック) 「ISCV (Smart Safety Connected Vehicle) について」 佐藤 清博 氏

17:15 閉会

主催 独立行政法人 自動車事故対策機構

協賛 国土交通省

協賛 公団借法 日本バス協会 公団借法 全日本トラック協会 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会

ミニ-生命(いのち)のメッセージ展を開催します。

新型コロナウイルス対策に万全の配慮をしております。

### 3. 運輸安全マネジメント関係業務

【講ずべき施策 フォローアップ表1.(1)①】

NASVA

#### (2) NASVA安全マネジメント

##### ② ガイドラインセミナー

**ガイドライン全14項目について、安全管理体制全般の構築・改善を推進するための取組のねらいや取組方法を項目毎に具体的事例を交えながら解説**

実績：R元年度（H30年度） 開催 83（97）回 対前年比 86%  
 受講 1,908（2,187）人 対前年比 87%

##### ③ 内部監査（基礎）セミナー

**社内で選任された内部監査員が安全マネジメントにおける内部監査（P-D-C-AサイクルのC）を実施するための知識や監査手法を解説。その他、受講者参加のケーススタディを実施**

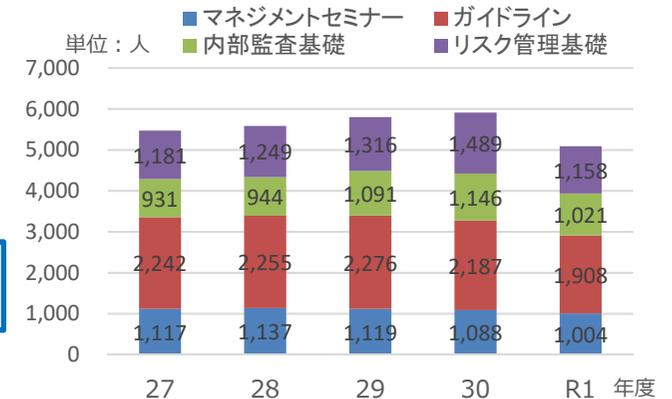
実績：R元年度（H30年度） 開催 57（61）回 対前年比 93%  
 受講 1,021（1,146）人 対前年比 89%

##### ④ リスク管理（基礎）セミナー

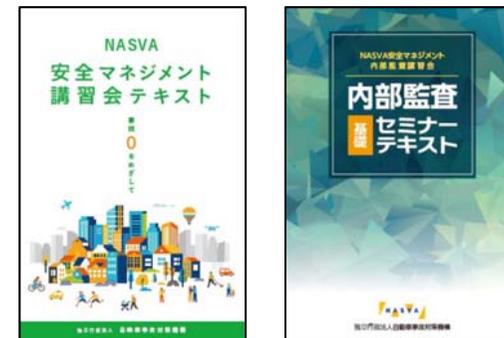
**ガイドライン項目「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」について、事故の再発防止に関するリスク管理の必要性や事故等情報の収集・活用方法等について、具体的事例を交えながら解説及びケーススタディを実施**

※デジタコ、ドライブレコーダー等の活用方法及び危険予知トレーニングによる事故防止教育手法や事故分析手法など、営業所等現場での活用方法の習得を目的としたセミナー

実績：R元年度（H30年度） 開催 67（73）回 対前年比 92%  
 受講 1,158（1,489）人 対前年比 78%



認定セミナーNASVAテキスト



### 3. 運輸安全マネジメント関係業務

【講ずべき施策 フォローアップ表1.(3)①、(1)③】

NASVA

今後取り組むべき課題：利用者が優良事業者を選択するために必要な安全情報の提供  
施策：セーフティバス制度を充実し、利用の促進と周知を実施

#### (3) 貸切バス事業者安全性評価認定制度への協力

【受託業務内容】

貸切バス事業者の申請に基づく、各事業者の評価認定業務のうち安全性の確保に関する現地訪問による評価認定審査に関して協力

【制度】

公益社団法人日本バス協会（以下「協会」という。）では、平成23年度から貸切バス事業者安全性評価認定委員会を設立し、貸切バス事業者の安全性に対する取組状況について評価・認定する「貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス制度）」を開始し、認定事業者を協会等のHPで公表している。

実績

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
141	196	275	283	370

(令和2年3月末現在)

令和2年度  
※R2.12末  
105件



今後取り組むべき課題：事業者団体等による業界を挙げた事故防止、マナーアップの取組  
施策：貸切バス適正化機関と連携し、貸切バス事業の適正化を推進

#### (4) 貸切バス適正化事業への協力

【受託業務内容】

貸切バス事業者に対して民間指定機関が実施する巡回指導業務の補助

【平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、平成28年6月にとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」における施策のひとつである「民間指定機関による適正化事業の活用」により、民間指定機関からの要請に応じ、安全指導業務において蓄積した経験・知見を活用し、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導業務として協力していくこととしている。

実績：R元年度 510件、R2年度 20件※R2.12末

### 3. 運輸安全マネジメント関係業務

【講ずべき施策 フォローアップ表 5.②、1.(1)①】

NASVA

今後取り組むべき課題：ドライブレコーダー映像等、事業者が保有する情報を活用した運転特性や運転技能の確認及び研修の実施等  
指導監督の徹底  
施策：講習・セミナー等における「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」の周知

#### (5) ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材「ドライブレコーダーKYT-I~V」

- ◆「どのような危険が潜んでいるか」、「その危険を回避するためにはどのような運転をすればよいか」等を考える教育方法  
ドライブレコーダーに記録された実際の事故やヒヤリハットの映像を用いて、より臨場感のある危険予知トレーニング教材（DVD・CD・解説テキスト）を作成している。



実績：R元年度（H30年度）2,010（966）件 対前年比 208%

令和2年度  
※R2.12末  
605件

今後取り組むべき課題：運輸安全マネジメント制度の適用対象事業者の拡大、貸切バス事業者への運輸安全マネジメント評価の重点的实施等、運輸安全マネジメント制度に係る取組の強化  
施策：講習・セミナー等における「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」の周知

#### (6) 運輸安全マネジメント評価の実施結果

- ◆平成21年10月16日付の国交省通達「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」の規定に基づき第三者評価機関の申請を行い、同月26日付で運輸安全マネジメント評価を行うことができる第三者機関として認定を受けたものである。

##### 評価の実施体制

- ・ 評価実施主体：全国9主管支所で実施
- ・ 評価員（NASVA安全評価員）  
自動車運送事業の遂行に必要な法令に関する知識を有する者を選任
- ・ 評価対象事業者  
全事業者（依頼のあった事業者）
- ・ 評価方法：書面による事前調査と事業所訪問による現地調査

	バス事業者	タクシー事業者	トラック事業者	その他	計
平成27年度	10	1	2	0	13
平成28年度	9	1	3	0	13
平成29年度	11	0	0	0	11
平成30年度	12	1	0	0	13
令和1年度	2	0	0	0	2
合計	44	3	5	0	152

(令和2年3月末現在)

※合計には平成26年度以前実績(100件)も含む